

資料編

資料編

1. 八女市子ども・子育て会議委員名簿

区分	出身団体名等	委員氏名	備考
知識及び経験を有する者	西南女学院大学短期大学部教授	末 寄 雅 美	会長
子どもの保護者	北山保育所 (八女市内保育園代表)	深 町 美 穂 (平成 30 年 9 月 29 日～ 令和元年 6 月 27 日) 東 あゆみ (令和元年 6 月 28 日～)	
	さいしょうじ幼稚園 (八女市内幼稚園代表)	野 田 恭 祐 (平成 30 年 9 月 29 日～ 令和元年 6 月 27 日) 森 晋 (令和元年 6 月 28 日～)	
子どもの教育又は保育に関する事業を実施する者	星野保育所星光園 (八女市内保育園代表)	森 田 道 治	副会長
	福島幼稚園 (八女市内幼稚園代表)	調 正 道	
子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者	本分保育園 (八女市内保育園代表)	平 島 華 代	
	白百合幼稚園 (八女市内幼稚園代表)	江 頭 亮 子	
地域において子育ての支援を行う者	八女市民生委員児童委員連絡協議会	江 崎 直 美	
	やめファミリー・サポート・センター会員	平 富己子	
市の職員	健康福祉部長	坂 井 明 子 (平成 30 年 9 月 29 日～ 令和元年 6 月 27 日) 白 坂 正 彦 (令和元年 6 月 28 日～)	
その他市長が認める者	八女市内小中学校代表者	渡 邊 孝	
	八女市学童保育所保護者会	平 島 茜 (平成 30 年 9 月 29 日～ 令和元年 6 月 27 日) 森 貴 美 (令和元年 6 月 28 日～)	

※任期：平成 30 年 9 月 29 日～令和 2 年 9 月 28 日

2. 八女市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

平成 30 年 8 月 24 日

平成 30 年度 第 1 回八女市子ども・子育て会議

○八女市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール（案）について

平成 30 年 12 月 25 日

平成 30 年度 第 2 回八女市子ども・子育て会議

○八女市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査に係るアンケートについて

平成 31 年 1 月 21 日～平成 31 年 2 月 8 日

アンケート調査の実施

平成 31 年 3 月 15 日

平成 30 年度 第 3 回八女市子ども・子育て会議

○八女市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査報告書について

令和元年 6 月 28 日

令和元年度 第 1 回八女市子ども・子育て会議

○子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
○第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定について

令和元年 8 月 22 日

令和元年度 第 2 回八女市子ども・子育て会議

○第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定について

令和元年 11 月 11 日

令和元年度 第 3 回八女市子ども・子育て会議

○第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定について

令和元年 12 月 23 日

令和元年度 第 4 回八女市子ども・子育て会議

○第 2 期子ども・子育て支援事業計画について

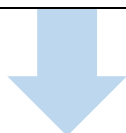
令和 2 年 1 月 29 日～2 月 12 日

パブリック・コメント

令和 2 年 2 月 26 日

令和元年度 第 5 回八女市子ども・子育て会議

○第 2 期子ども・子育て支援事業計画について



3. 八女市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八女市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 知識及び経験を有する者

(2) 子どもの保護者

(3) 子どもの教育又は保育に関する事業を実施する者

(4) 子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者

(5) 地域において子育ての支援を行う者

(6) 市の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4. 八女市子ども・子育て支援事業計画策定委員会要綱

(平成25年6月26日決裁)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第61条の規定に基づき、八女市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を調整及び協議するため、事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援法第61条第2項及び第3項に関すること。
- (2) 支援法附則第4条に関する保育の需要及び供給の状況の把握に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項及び第2項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業計画策定に関すること。

(組織等)

第3条 策定委員会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部子育て支援課長を充て、副会長は、教育部学校教育課長を充てる。
- 3 委員は、総務部防災安全課、企画部地域支援課、市民部市民課及び男女共同参画推進課、健康福祉部福祉課、子育て支援課、健康推進課及び介護長寿課、建設経済部建設課及び都市計画課並びに教育部学校教育課及び社会教育課の長が推薦する職員を充てる。
- 4 会長は、策定委員会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員等の任期は、事業計画の策定が終了するまでとする。

(会議)

第4条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、策定委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その者から意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 委員は、やむを得ず会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は委員とみなす。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。